

非常変災時の対応

1 台風等の非常災害時の登園について

台風等の非常災害時の登園については、事前に越谷市及び越谷市教育委員会より小学校への登校に関する対応および措置が出ている場合はそれに準じることとする。

事前に地域の小学校に発令がない場合は下記の通りとする。

- ① 午前 6 時 50 の時点で越谷市に**警報**（大雨、洪水、暴風雪、大雪）もしくは**特別警報**が発令されている場合、
 - 休園 ・ 預かり保育も行いません

- ② 午前 6 時 50 分以降に**警報**および**特別警報**が発令された場合、
 - 登園前の場合は休園、登園後の場合は③
 1. ただし、**警報**が発令されていない場合でも強風や豪雨等で、河川の増水、道路の冠水等危険箇所のある場合は保護者の判断で登園は見合わせてください。
 2. 安全のため登園を見合わせる際は必ず園にご連絡ください。
 3. 連絡があった場合は欠席扱いにはいたしません。

- ③ 登園後に**警報**が発令された場合、
 - 引取りがこられるまでは園で預かります。
安全を確認した上で、状況を見計らっての引取りをお願いします。

- ④ 登園後に**特別警報**が発令された場合、
 - **特別警報**が解除されるまで園で預かります。
解除後は③

気象庁：気象警報・注意報：埼玉県

http://www.jma.go.jp/jp/warn/317_table.html

（注）尚、午前 6 時の時点で警報が発令されている場合、その後警報が解除されても給食はありません。